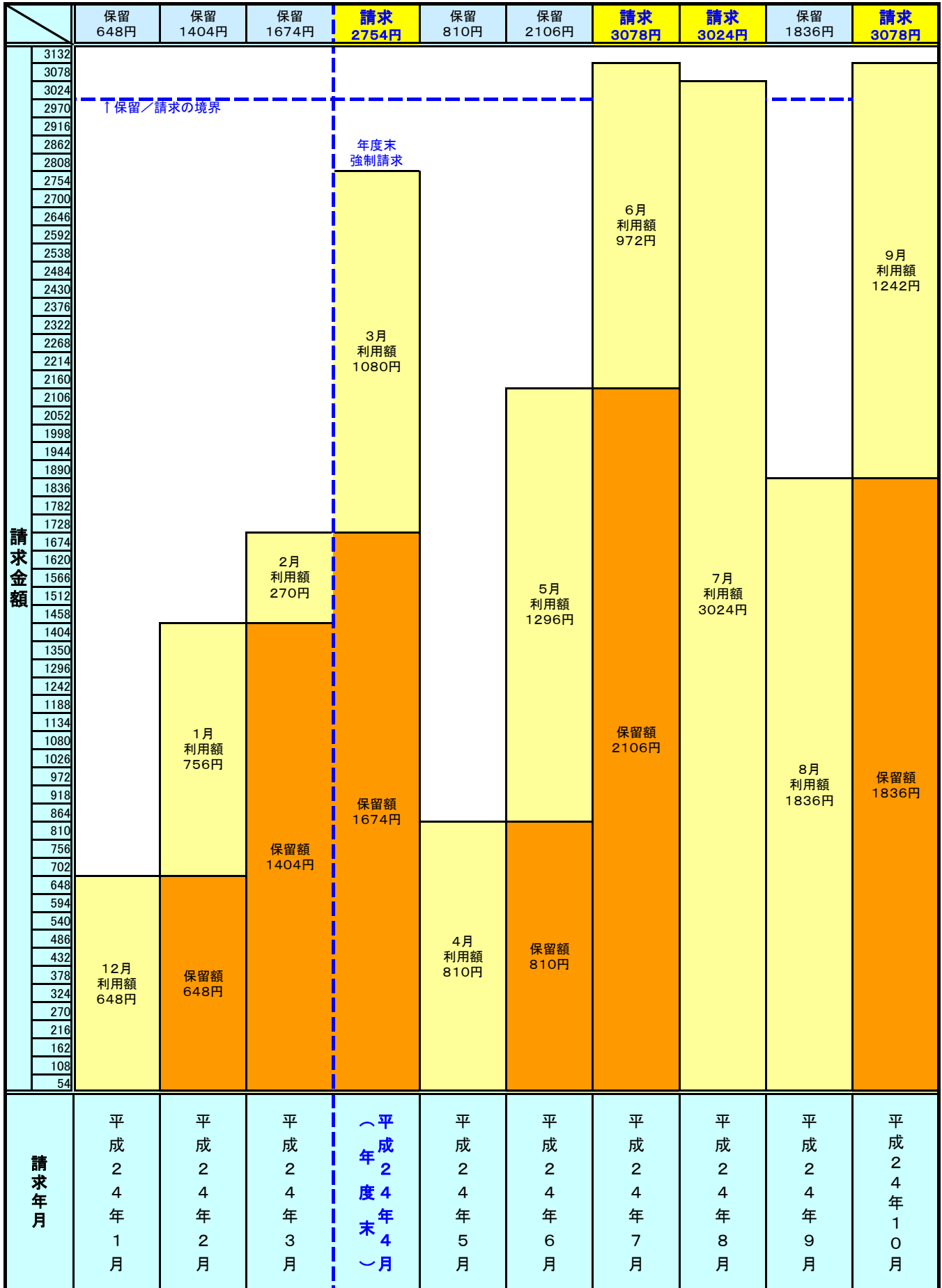


AIRAC利用料請求と保留のイメージ

(譲渡証サービス利用者の場合)

平成24年1月4日から適用

自動車情報管理センター(AIRAC)



(請求の仕組み)

1. 請求金額が3000円以上の場合にご請求いたします。(3000円未満の場合は請求を保留します。)
2. 保留額計と請求金額の合計が3000円を超えた場合は請求いたします。
3. 4月(年度末)は保留額と請求金額の合計が3000円未満であっても請求いたします。